

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画臨港地区（広島港臨港地区）を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画臨港地区（広島港臨港地区）

二 都市計画を変更する土地の区域

坂町の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

坂町建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和八年九月十四日から令和八年十月一日まで